



宮監公表第26号
平成29年8月18日

宮崎市監査委員
宮崎市監査委員
宮崎市監査委員

梶神伊日
谷戸知高
欣洋義あき



定期監査の措置状況の公表について

平成29年度定期監査の結果報告に対して講じた措置の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき公表します。

記

1 監査の対象部課等

田野総合支所

2 講じた措置の内容

別紙のとおり



別紙 1

平成 29 年度定期監査指摘事項等についての措置状況通知書

平成 29 年度定期監査における指摘事項等については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

(監査対象部署：田野総合支所)

意見の内容	措置状況
<p>【意見】</p> <p>公民館等の使用料の減免について、総合支所長の決裁を受けず減免しているものがあつた。使用料の納付の期日は、使用許可の日と規定されていることから、使用料の減免は同日に決定する必要がある。</p> <p>一方、使用許可は館長の専決事項、減免許可は、総合支所長の専決事項と規定されていることから、許可日に減免を決定することが困難な公民館等もある。</p> <p>よって、市民サービス確保の観点から、実態に即した事務処理ができるよう、関係部局と調整を図りながら検討されたい。</p>	<p>田野総合支所における公民館等の使用料の減免については、使用許可の日に総合支所長まで決裁を受けるようにした。</p> <p>実態に即した事務処理については、今後関係部局と検討する。</p>

平成 29 年 7 月 21 日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸敷 正

